

第4章 児童福祉

第4章 児 童 福 祉

1 児 童 福 祉

(1) 保育園・認定こども園（保育）・地域型保育事業所

保育園・認定こども園（保育）・地域型保育事業所は、共働き家庭や保護者が病気や介護などの理由で、保育を必要とする小学校就学前の子どもを預かる施設です。保育園・認定こども園（保育）は、公立16園、民間15園（保育園8園、認定こども園7園）の計31園で保育を行っています。また、地域型保育事業所は、民間2園で、0歳～2歳児を対象に保育を行っています。

保育需要は乳児保育・障がい児保育・延長保育と多様化傾向を示しています。その対策として、乳児保育は、公立14園、民間全園で実施しています。また、延長保育は全園で行い、障がい児保育は、公立5園を拠点にして実施しています。

さらに、一時保育事業を公立3園、民間7園で、休日において家庭での保育が困難な子どものための休日保育事業を民間1園で行っています。

ア 入園について 【保育課 ☎47-7096】

【保育の実施基準】

- ・ 保育園等の施設を利用するためには、市から保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。
- ・ 保育園等の支給認定は、子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該子どもを保育することができないと認められる場合に受けることができます。
 - ① 居宅外で労働することを常態としていること
 - ② 居宅内で当該子どもと離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること
 - ③ 妊娠中であること、または出産後間がないこと（ただし、入園期間は産前6週間・産後8週間）
 - ④ 疾病にかかり、負傷し、または心身に障がいを有していること
 - ⑤ 長期にわたり、疾病の状態にあること、または、精神もしくは身体の障がいを有する同居の親族を常時介護していること
 - ⑥ 震災、風水害、火災その他の復旧にあたっていること
 - ⑦ 市長が認める前各号に類する状態であること

【入園の手続】

- ・ 新年度4月の入園の申込みは、前年10月の指定期間中に受付を行いますが、入園申込者数が定員を超えた場合は、保育の必要性を審査・判定し、優先度が高い世帯の子どもから順に入園となります。
- ・ 年度途中の入園は、毎月20日までの申込み（3月入園は前月の10日までの申込み）で、翌月から入園できますが、申込み順での入園となります。

※ただし、締切日が土・日・祝日の場合は直前の平日までの申込み。

- ・ 産休・育休明けなどで年度途中の入園を希望される場合は、入園希望月の5か月前の21日から予約を受け付けます。

【入園の制限】 次の各号に該当する子どもは入園することができません。

- ① 伝染病疾患を有する子ども
- ② 身体虚弱等のため保育にたえない子ども
- ③ その他保育上支障があると認められる子ども

【申請に必要なもの】

- ・ 就労証明書または状況証明書
- ・ 前年度所得課税証明書（申請日までに転入していない場合等）
- ・ 申請者の個人番号確認資料（マイナンバーカード、個人番号付住民票等）

※ その他必要書類については、保育課までお尋ねください。

【申請窓口】

- ・ 4月入園 各保育園・認定こども園（10月の申込期間中）
- ・ 途中入園 保育課

イ 一時保育事業 **【保育課 ☎47-7096】**

幼稚園・保育園に入園していないお子さんで、保護者が病気や介護、一時的または断続的な就労、学習、冠婚葬祭等の理由で家庭保育ができないお子さんを緊急、一時的に施設で預かる制度です。

【対象子ども】 生後2か月～小学校就学前の子ども（施設によって異なる）

【実施施設】 ながさわこども園、みそぎ保育園、わかたけ保育園、きど保育園、木の花保育園、牧田保育園、時保育園、一之瀬保育園、かみいしづこどもの森、墨俣保育園

【定員】 1日に3～10人程度（施設によって異なる）

【保育時間（延長保育を含む）及び利用料】

(ア) ながさわこども園（平日 8:30～16:30）

木の花保育園（平日 8:00～17:30）、一之瀬保育園（7:00～19:00）

かみいしづこどもの森（8:00～16:00）

利用区分	2か月～3歳未満児		3歳以上児	
	市内在住	市外在住	市内在住	市外在住
1時間あたり	250円	500円	200円	400円

(イ) みそぎ・わかたけ保育園（平日 8:30～16:30、延長保育は要相談）

利用区分	2か月～3歳未満児		3歳以上児	
	市内在住	市外在住	市内在住	市外在住
4時間以内	900円	1,800円	700円	1,400円
以後1時間あたり	250円	500円	200円	400円
8時間を超える	2,700円	5,400円	2,100円	4,200円

(ウ) きど保育園 (7:00~19:00)

利用区分	2か月～3歳未満児		3歳以上児	
	市内在住	市外在住	市内在住	市外在住
4時間以内	1,150円	2,150円	1,020円	2,020円
4～8時間	2,150円	4,150円	1,720円	3,220円
8時間以上	3,150円	5,850円	2,520円	4,720円

(エ) 墨俣保育園・牧田保育園・時保育園 (8:30~16:30、延長保育は要相談)

利用区分	6か月～3歳未満児	3歳以上児
	市内在住	市内在住
4時間以内	900円	700円
4～8時間	1,800円	1,400円
8時間以上	2,700円	2,100円

【休日】日曜日・祝祭日、施設休業日

【備考】給食費(おやつ代含む)は、別途必要となります。

【申請方法】実施施設に用意してある申込書に記入して提出してください。

緊急の場合は、電話などで申し込んでから施設へ申込書を提出していただくこともできます。

【お問い合わせ先】

- ・ 保育課
- ・ 各実施施設

ウ 休日保育事業 **【保育課 ☎47-7096】**

保護者の就労形態等の多様化等により、休日において家庭での保育が困難となるお子さんを預かる制度です。

【対象園児】市内の保育園等に通園している、生後6か月以上の園児で、保護者の就労等の理由から日曜日や祝祭日に家庭での保育が困難である園児

【実施保育園】きど保育園

【定員】1日につき10人程度

【保育時間】午前8時30分～午後4時30分(延長保育 午前7時～午後7時)

【利用料】勤務形態上、年間を通じて日曜日、祝祭日に出勤する方の利用は無料です。その他の利用については、きど保育園の一時保育の料金が適用されます。

【申請方法】

- ・ 通園している保育園等に申請書を提出してください。
- ・ 緊急の場合は、直接きど保育園に電話でお申込みいただくこともできます。

エ 病児保育事業**【保育課 ☎47-7096】**

病児保育は、病気やけが及びその回復期のお子さんが、保育園や家庭等で保育できないときに、医師の指示に基づき、看護師・保育士がお預かりする事業です。詳細については、保育課へお尋ねください。

オ 特別保育

【乳児保育】 0歳児（生後2か月以上）のお子さんをお預かりします。

区分	公 立	民 間
2か月以上	丸の内、ゆりかご、南、北、荒崎、安井、すもと、綾里、赤坂、牧田、時、墨俣、日新、三城 ※牧田、時、墨俣は6か月以上	みつづか、ながさわ、みそぎ、わかたけ、むつみ、あおい、きど、みのり、宝林、大垣ひかり、はだしっこ、木の花、浅草ひかり、一之瀬、かみいしづこどもの森、わかたけ小規模、はだしっこつくし

【延長保育】

区分	公 立	民 間
7:00～18:30	丸の内、ゆりかご、西、南、北、荒崎、青墓、安井、すもと、赤坂、三城、日新、綾里	
7:00～19:00		きど、みのり、木の花、一之瀬
7:15～19:15		ながさわ、みそぎ、わかたけ、むつみ、あおい、宝林、大垣ひかり、はだしっこ、浅草ひかり、はだしっこつくし、かみいしづこどもの森、みつづか
7:30～18:00	牧田、時	
7:30～18:30		わかたけ小規模
7:30～19:00	墨俣	

カ 障がい児保育**【保育課 ☎47-7096】**

心身に障がいを有するお子さんを保育園に入園させ、一般のお子さんとともに集団保育することにより、健全な社会性の成長発達を促進し、障がい児の福祉の増進を図ります。

【対象子ども】

- ・ 保護者が共働きなどの理由で、保育を必要とする子ども
- ・ 保育園が行う保育になじむ子ども
- ・ おおむね3歳以上から小学校就学の始期に達するまでの知的障がい児、身体障がい児等
- ・ 原則として集団保育の可能な子ども
- ・ 日々通園できる子ども

【保育方法】障がい児個別指導室（プレイルーム）で専任保育士による個別指導、小集団指導および一般児との統合保育などを行います。

【障がい児個別指導室設置園】

- ・ 赤坂幼保園（保育園部）
- ・ 三城幼保園（保育園部）
- ・ 日新幼保園（保育園部）
- ・ すもと保育園
- ・ 北幼保園（保育園部）

キ 広域入所 **【保育課 ☎47-7096】**

保護者の勤務の都合等の事情により、お住まいの市町村内の保育所等に入所できないお子さんを区域を越えてお預かりする制度です。

広域入所を行う自治体同士で協議の上、市内に住所があるお子さんの保育を市外の保育所等に委託し、また市外に住所のあるお子さんを市内の保育所等に受け入れ、保育を行っています。

【備考】利用には要件等がありますので、ご相談ください。

ク 特色ある保育事業

外部から講師を招き、日常の保育とは違った独自の内容を保育に取り入れています。

【実施保育園】公立保育園（210 ページ参照）

【実施内容】運動・リトミック・茶道・和太鼓など

(2) 子育て支援

ア 子育て短期支援事業 **【子育て支援課 ☎47-7092】**

保護者等が病気や仕事などにより家庭において児童の養育が困難となった場合、児童養護施設等で一時的に養育します。

【短期入所生活援助（ショートステイ事業）】

- ・ 宿泊による短期利用（休日も利用できます）
保護者の負担（1日あたり）

世帯区分		2歳未満児	2歳以上児
生活保護世帯		0円	0円
市民税非課税世帯	ひとり親家庭	0円	0円
	その他の世帯	1,100円	1,000円
市民税課税世帯		5,350円	2,750円

【委託先】

(ア) 2歳未満児

施設名	所在市町
乳幼児ホームまりあ	岐阜市

(イ) 2歳以上児

施設名	所在市町
樹心寮	揖斐郡大野町
大野慈童園	揖斐郡大野町
誠心寮	瑞穂市
若松学園	山県市

イ 墨俣児童館 【墨俣児童館 ☎62-1533】

遊びを中心とした活動により、子どもの健康増進と情操を豊かにするための施設で、ボールプール、積木などの遊具をそろえています。

【開館時間】

- ・午前9時～午後6時（4月～9月）
- ・午前9時～午後5時（10月～3月）

【定休日】月曜日、祝日の翌日、年末年始

〈所在地〉大垣市墨俣町上宿483番地1

ウ ファミリー・サポート・センター事業

小学生以下の子どもの世話ができない場合の預かりや、保育園等への送迎など、育児に関する地域の相互援助を行う事業です。育児の援助を受けたい依頼会員、育児の援助を行う提供会員の登録により実施されます。

【利用料金】事前面接の費用 一律500円

曜日	利用時間	料金（1時間）
平日	午前8時～午後5時	700円
	午前6時～午前8時、午後5時～午後10時	800円
土・日・祝日 12/29～1/3	午前8時～午後5時	900円
	午前6時～午前8時、午後5時～午後10時	1,000円

【申込先】大垣市ファミリー・サポート・センター ☎82-4120

エ エンゼルサポーター事業 【子育て支援課 ☎47-7092】

病気や妊娠中の体調不良のため、家事や育児を行うことが困難な家庭を対象に、サポーターが出向き、身の回りの世話や育児などを援助する事業です。

【対象】①妊婦（母子健康手帳交付後）又は小学生以下の子がいる家庭
②昼間、自身のほかに家事や育児に協力できる者がいない家庭

【内容】・家事に関する援助（炊事・洗濯・掃除など）
・育児に関する援助（授乳、おむつ交換、もく浴の介助など）

【利用時間】午前9時～午後5時（1回2時間以内、1日2回まで利用可）

【利用回数】延べ30回まで（妊娠中の場合は、出産日まで延べ20回とし、最大50回まで利用できます）

【利用者負担額】事前面接の費用 一律300円

区 分	負担額(1時間あたり)
生活保護世帯、ひとり親世帯(市民税非課税世帯)、多胎児がいる世帯	0円
市民税非課税世帯(ひとり親世帯を除く)	350円
市民税課税世帯	700円

オ ホームスタート事業

乳幼児を養育する家庭の育児不安やストレスを軽減するため、訪問員が家庭を訪問し、育児に対する悩みを傾聴するほか、育児や家事を協働して行う制度です。

【対 象】市内に住所があり、就学前の子がいる家庭のうち、次のいずれかに該当する方

- ① 孤立した状況にあり、自ら支援を求めることが困難な方
- ② 若年で養育する方
- ③ 多子同時出産等をした方
- ④ 育児ストレス等のある方

【内 容】 ① 育児不安等に係る相談に対する傾聴及び助言
② 食事の準備、洗濯、掃除等を協働して行う家事支援
③ 乳幼児の世話、もく浴等を協働して行う育児支援

【利用時間】1回2時間程度

【利用回数】4回まで

【利用者負担額】無料

【申込先】NPO法人くすくす ☎77-3818

カ 親子バス利用支援事業 【子育て支援課 ☎47-7092】

小学校6年生以下の子どもを同伴し、路線バスで市内を移動した場合に、チケットを利用すると親子等の運賃が無料になる事業です。

【対象者】・小学校6年生以下の子ども、同一世帯の保護者等（父母、祖父母、兄姉）

・妊娠中の方、同乗の配偶者等（同一世帯の父母を含む）

【利用条件】市内にあるバス停で乗車・降車した場合

【交付セット数】1申請につき5セットまで（1セットでチケット10枚）

【申請回数】4～6月、7～9月、10～12月、1～3月に各1回

【申請に必要なもの】

- ・子ども医療費受給者証（妊婦の場合は母子健康手帳）

- ・ 保護者等の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）

【申請窓口】

- ・ 子育て支援課 児童福祉グループ
- ・ 子育て総合支援センター（キッズピアおおがき子育て支援センター、南部子育て支援センター）
- ・ 地域事務所、支所または市民サービスセンター
- ・ 保健センター

キ 多胎家庭おでかけアシストタクシー事業 【子育て支援課 ☎47-7092】

子育て負担が大きく、孤立しがちな多胎家庭の支援を図るため、双子など多胎児を出産・育児する保護者を対象に、タクシー乗車料金の一部を助成するものです。

【対象者】 満1歳未満の多胎児を養育する保護者

【利用条件】 ・ 満1歳の誕生日まで

- ・ 多胎児（1人以上）と一緒に乗車すること

【交付枚数】 1,000円券×最大24枚まで

【申請窓口】 子育て支援課 児童福祉グループ
(Web申請もできます)

ク 子育て相談

子育てに不安を抱える保護者の増加に対応するため、保育業務を通じ多くの子どもに接している保育士の経験と知識を活用し、市内の保育園等全33園で、保護者からの電話や面接相談に応じ、子育て支援を推進しています。また、荒崎幼保園を含む6園については、地域子育て支援センターを併設し、子育て相談にも応じています。

園名	電話番号	相談時間	相談日
保育園等（詳細は209～213ページ）		保育時間内	月～金
荒崎幼保園（地域子育て支援センター）	92-3008	9:00～14:00	
牧田保育園（地域子育て支援センター）	47-2625	10:00～15:00	
ながさわこども園（地域子育て支援センター）	73-5186		
わかたけ保育園（地域子育て支援センター）	73-2530		
木の花保育園（地域子育て支援センター）	84-7326	9:30～14:30	
墨俣保育園（地域子育て支援センター）	62-5153		

ケ 子育てひろば ピヨピヨ 【保育課 ☎47-7096】

幼保園・保育園・幼稚園において、未就園児とその保護者を対象に、園庭等を開放し、園児と一緒に遊んだり、保育者への相談や子育て中のお母さんたちとの交流を行ったりする「子育てひろば ピヨピヨ」を実施しています。

- 【講座内容】・あそびのコーナー ・子育て相談 ・情報交流
- 【開催園】公立幼保園・保育園・幼稚園（地域子育て支援センターのある荒崎幼保園、牧田・墨俣保育園は除く）
- 【開催日】年間計画に基づき開催
- 【開催時間】午前9時30分～午前11時30分
- 【対象者】未就園児親子
- 【受講料】無料

コ 出産祝金 **【子育て支援課 ☎47-7092】**

子育て家庭の生活の安定を図るため、第3子以降の出生に対し祝金を支給しています。

【対象者】市内に1年以上居住し、現在既に18歳までの2児を養育している方で、第3子以降の出生があった方。ただし、市税、国民健康保険料その他市の収入に係る滞納がない方に限ります。

【祝金額】第3子以上1人あたり5万円

【申請期限】出生日から6か月以内

【申請に必要なもの】

- ・ 戸籍謄本（外国人の方は、出生証明書とその和訳文）
- ・ 印かん ・ 請求者名義の預貯金通帳

【申請窓口】

- ・ 子育て支援課 児童福祉グループ
- ・ 地域事務所、支所または市民サービスセンター

サ 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うため、キッズピアおおがき子育て支援センターと保健センターで開設しています。妊娠・出産・育児などの相談や子育て支援に関する情報提供を行い、二つの窓口が連携して当事者に寄り添った支援を行います。

【内容】

区分	妊娠・出産・産後	子育て
場所	大垣市保健センター3階 「すこやか相談室」	キッズピアおおがき 交流サロン内
スタッフ	保健師	子育てアドバイザー
サポート内容	母子健康手帳の交付、妊娠中や産後のこころとからだの相談、妊娠中や産後に受けられるサービスの情報提供など	子育ての不安や悩み・心配事の相談、子育て支援情報の提供など
受付時間	月～金の8時30分～17時15分	月～金の10時～17時
電話番号	75-2328	090-9182-4747

シ 子育てサロン 【南部子育て支援センター ☎89-1232】

母親等の育児不安や孤立感などを軽減するため、乳幼児連れの親等が自由に交流できる子育てサロンを公共施設内に開設し、保育士等の資格を有する子育て支援コーディネーターが気軽な子育て相談や遊びの提供等を行っています。

【開設場所及び開設日】 (令和5年4月1日現在)

開設場所	開設日	所在地	電話番号
西地区センター	毎週月曜日	南若森町 438 番地	73-1811
安井地区センター	毎週月曜日	東前 3 丁目 10 番地	82-0688
宇留生地区センター	毎週月曜日	荒尾町 1438 番地	92-2383
中川ふれあいセンター	毎週火曜日	中川町 4 丁目 668 番地 1	82-8888
三城地区センター	毎週水曜日	加賀野 4 丁目 37 番地 1	73-2864
綾里地区センター	毎週水曜日	綾野 6 丁目 111 番地 1	91-6266
江東地区センター	第 2・4 水曜日	浅草 2 丁目 10 番地	89-0600
赤坂地区センター	毎週木曜日	赤坂町 3342 番地 1	71-5044
日新地区センター	毎週木曜日	入方 2 丁目 1611 番地 1	89-9966
南地区センター	毎週木曜日	南頬町 1 丁目 74 番地 1	73-2874
青年の家	毎週金曜日	見取町 1 丁目 13 番地 1	78-9308
南部子育て支援センター	毎週金曜日	外花 6 丁目 45 番地	89-1232
かみいしづ緑の村公園	4~11月(8月除く) 第2土曜日	上石津町上多良前ヶ瀬入会 1 番地 1	45-2287

【開設時間】午前 10 時～正午、中川ふれあいセンターのみ午前 10 時～午後 3 時

※ 一部の会場のみ実施。詳しくは南部子育て支援センターへお問合せください。

ス 地域子育て支援センター

育児不安の解消や、地域の子育てを支援するため、市内 6 保育園等で地域子育て支援センターを開設しています。

育児相談、園庭開放、親子遊び、絵本の読み聞かせ、子育て講座や育児サロンなどを開催し、子育て中の親子が気軽に集い交流することが出来ます。詳しくは、各開設園の地域子育て支援センターにお問い合わせください。

【開設園】

開設園	開設日	所在地	開催時間	電話番号
ながさわこども園	月～金	長沢町3丁目63番地	10:00～15:00	73-5186
わかたけ保育園		西之川町1丁目110番地	10:00～15:00	73-2530
木の花保育園		開発町5丁目658番地1	10:00～15:00	84-7326
荒崎幼保育園		長松町771番地1	9:00～14:00	92-3008
牧田保育園		上石津町牧田2101番地	10:00～15:00	47-2625
墨俣保育園		墨俣町上宿483番地1	9:30～14:30	62-5153

【お問い合わせ先】

- ・ 各実施園
- ・ キッズピアおおがき子育て支援センター ☎47-7200（事務室）

(3) 児童手当 【子育て支援課 ☎47-7092】

児童手当は、中学校修了前の児童を養育している方に対し、児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的として支給しています。

【対象者】 15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方

※ 公務員は勤務先で支給

【手当額】（子ども1人あたり支給月額）

年 齢 区 分		手当月額
0歳～3歳未満		15,000円
3歳～小学生	第1・2子	10,000円
	第3子（※1）	15,000円
中学生		10,000円
特例給付（※2）	0歳～中学生	5,000円

※1 18歳到達後、最初の3月31日を迎えていない子どもの人数を、年齢が上の子から順に数えます。

※2 所得額が所得制限限度額以上所得上限限度額未満となる方は、特例給付として子ども1人あたり月額5,000円が支給されます。

（限度額等の詳細については所得制限を参照）

【支給月】 2月、6月、10月の各10日（休みの日の場合は前日）に前月分までを支給

【所得制限】 児童手当には所得制限があります。所得制限限度額は下表のとおりです。限度額以上上限限度額未満となる場合は、特例給付として児童1人あたり一律月額5,000円の支給となります。上限限度額以上となる場合は支給されません。

※令和4年1月～12月の所得額

扶養親族等の数	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額	収入額 (参考)	所得額	収入額 (参考)
0人	622.0万円	833.3万円	858.0万円	1,071.0万円
1人	660.0万円	875.6万円	896.0万円	1,124.0万円
2人	698.0万円	917.8万円	934.0万円	1,162.0万円
3人	736.0万円	960.0万円	972.0万円	1,200.0万円
4人	774.0万円	1,002.0万円	1,010.0万円	1,238.0万円
5人	812.0万円	1,040.0万円	1,048.0万円	1,276.0万円

【申請に必要なもの】

- ・ 請求者本人名義の預貯金通帳等
- ・ マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード、通知カード）

※ この他にも、申請される方の状況に応じて必要なものがあります。詳しくは申請窓口でお尋ねください。

【申請窓口】

- ・ 子育て支援課 児童福祉グループ
- ・ 地域事務所、支所または市民サービスセンター

(4) 子育て情報提供

子育てを行う母親等の育児不安や孤立感などを軽減するため、子育てに関する情報提供等を行っています。

ア 子育てハンドブック「水都っ子」の発行

子育て支援情報、子育てマップ、赤ちゃんステーション一覧などを掲載

イ 子育て応援サイト「ママフレ」の運営

子育て行政サービスなどをインターネットで発信

ウ 子育て支援アプリ・ポータルサイトの運営

各種イベント・健康カレンダー・お役立ち情報などをインターネットやスマートフォンで発信

(5) 子育て相談

ア 家庭児童相談

【子育て支援課 ☎47-7197】

家庭児童福祉の増進を図るため、児童の養育に関連するさまざまな家庭問題、児童問題について、家庭相談員が専門的な立場から、身上相談等に応じ、指導、援助を行っています。

【相談窓口】 子育て支援課（子ども家庭総合支援拠点）

イ 子育てなんでも相談

相談員による子育てに関する様々な相談や情報提供を行っています。

【相談窓口】キッズピアおおがき子育て支援センター（祝日を除く月曜日は子育て支援課）

【相談電話】 ☎ 0800-200-7114（通話無料）
なんでもいいよ

年末年始を除く毎週火～日曜日、祝日の月曜日 午前9時15分～午後6時
年末年始を除く月曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

ウ 子育て世代包括支援センター（基本型）における相談支援

妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うため、妊娠、出産、子育てに関する相談や情報提供を行っています。

【対象者】妊産婦並びに小学校就学前の乳幼児およびその保護者

【実施場所】子育て分野：キッズピアおおがき子育て支援センター
（母子保健分野：大垣市保健センター）

【内 容】

- ・ 子育てに関する悩みや不安の相談
- ・ 子育て支援情報の提供 など

エ 母子父子自立支援相談 【子育て支援課 ☎ 47-7197】

母子・父子・寡婦福祉の向上を図るため、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の就労支援等あらゆる問題について、母子・父子自立支援員が必要な助言・指導を行っています。

また、経済的に自立し、生活意欲の助長を図るために、母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する相談も行っています。

【相談窓口】母子父子自立支援員

オ 休日乳幼児期相談 【南部子育て支援センター ☎ 89-1232】

未就学児とその保護者を対象に、育児・発育・発達など子育て全般について、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が必要な助言・指導を行っています。

【相談場所】南部子育て支援センター

【相談日時】土曜日・日曜日（毎月2回） 午前9時00分～正午

カ 児童虐待への対応

児童虐待は、国民の通告義務があり、地域において予防、早期発見、迅速な対応が求められています。福祉事務所（市子育て支援課）では、大垣市要保護児童対策地域協議会を設置し、西濃子ども相談センター等、関係機関と連携して取り組んでいます。

【通告窓口】

- ・ 西濃子ども相談センター ☎78-4838
- ・ 子育て支援課 児童福祉グループ ☎47-7092
- ・ 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

2 発 達 支 援

(1) 発達相談・訪問支援 【子育て支援課 ☎47-7291】

子どもの発達について気になる保護者からの相談に、保育士・保健師・公認心理師・発達支援専門員などが対応しています。

また、発達相談（スマイル発達相談）を、市内各所で休日にも実施しています。

(2) 発達支援関連事業

ア 保護者支援、理解啓発

保護者を対象にした「ペアレント・プログラム講座」、「ペアレントトレーニング講座」、「発達支援学習会」などを開催し、学びの場を提供しています。また、「発達支援講演会」を開催し、発達障がいへの理解啓発を進めています。

イ 5歳すこやか相談 *保健センター、保育課との連携事業

3歳児健診後、就学を迎える前に発達の課題を早期に発見し支援するため、年中児を対象に保護者や保育者へのアンケートをもとに、保健師や発達支援スタッフが園での集団活動を観察したうえで、保護者の相談に対応し、その後も継続して相談を行っています。

ウ 少人数保育「にこにこタイム」 *保育課との連携事業

子どもたちが人との関わり方や感情をコントロールする力などを身につけられるように、年中・年長児を対象に公立園で、少人数のグループ保育を行っています。保育者が、少人数保育で子どもの育ちに合った活動を設定し、より良く継続して実施していくための協力をしています（保育者支援事業）。

(3) 大垣市スマイルブックの活用推進

有効な支援の情報などをファイルし、ライフステージを通して引き継いでいくため、保護者（本人）が保管・活用するプロフィールブック「大垣市スマイルブック」を配付し、利用を推進しています。

また、就学時などのスムーズな支援のつなぎを実現するため、保護者や園・学校の先生方が参加する「スマイルブック引き継ぎ会」を開催しています。入学後は、学校生活にスムーズに適応していけるよう、保護者に活用方法等を記した文書を送付するなど、途切れのない支援を行っています。

4) 障害児通所支援事業

発達に心配のある児童が事業所に通い、基本的な動作の指導を受けたり、集団生活への適応訓練を行う事業です。

【対象児】

- ・ ことばに遅れのある子
- ・ 発達に遅れのある子
- ・ 集団適応ができない子
- ・ 身体に障がいのある子 など

【利用者負担】 幼児教育無償化に伴い 3～5 歳児までは利用者負担が無償化されています（食費等の実費負担除く）。

その他の方は原則費用の 1 割を負担していただきます。（受給者の属する世帯の課税状況及び家族状況に応じて上限及び軽減があります。）

【主な施設名及び相談日】

施設名	所在地	相談日
大垣市立ひまわり学園	185 ページ参照	平日
上石津ちびっこあおむし	185 ページ参照	木曜日
墨俣めばえルーム	185 ページ参照	水曜日

3 ひとり親家庭の福祉

(1) 児童扶養手当 【子育て支援課 ☎47-7092】

父母の離婚などにより、父（または母）と生計を同じくしていない児童を養育されているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための手当です。

【受給資格者】 次の①から⑨までの条件にあてはまる児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者または、20 歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者）を監護する母等（※のとおり）

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父（または母）が死亡した児童
- ③ 父（または母）が重度の障がいにある児童
- ④ 父（または母）の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父（または母）に引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父（または母）が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ⑦ 父（または母）が引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨ 父母ともに不明である児童

※母 …父のいない家庭や父が重度の障がいの状態にある家庭等の児童を監護する母

※父 …母のいない家庭や母が重度の障がいの状態にある家庭等の
児童を監護し、かつ生計を同じくする父

※養育者 …母が監護しない場合又は父が監護かつ生計を同じくし
ない場合であって、その児童を養育する方

ただし、手当が支給されるべき父または母または養育者が、日本国内
に住所を有しないときは支給されません。

【手当の額】（令和5年4月現在）

区分	全額支給	一部支給
基本額 （児童1人）	月額 44,140円	月額 44,130円～10,410円 （10円単位で設定）
第2子加算	月額 10,420円	月額 10,410円～5,210円
第3子以降加算	月額 6,250円/人	月額 6,240円～3,130円/人

【手当の支給】奇数月の11日（休みの日の場合は前日）に、前月分までの
手当を支給します。

【所得制限】本人、配偶者および扶養義務者等の所得が所得制限を超えると
きは、手当の一部または全部が支給停止となります。

所得制限限度額

扶養親族等の数	本人		配偶者、扶養義務者
	全額支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	426万円

【認定請求に必要なもの】

- ・ 請求者と対象児童の戸籍謄本
- ・ 請求者と対象児童の健康保険証
- ・ マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード、通知カード）
- ・ 印かん
- ・ 請求者本人名義の預貯金通帳等

※ 添付書類は、支給事由等によって異なるため、申請窓口で確認してく
ださい。

② 母子生活支援施設入所措置事業 【子育て支援課 ☎47-7092】

配偶者のいない母またはこれに準ずる事情にある母および監護している
児童について、入所により保護するとともに、自立の促進のために生活を
支援する事業です。

(3) 助産措置事業 【子育て支援課 ☎47-7092】

妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院、助産を受けることができない場合に、入所により助産を行う事業です。

【施設名】大垣市民病院（所在地等は 209 ページ参照）

(4) ひとり親家庭等日常生活支援事業 【子育て支援課 ☎47-7092】

ひとり親家庭の方が病気や修学等により一時的に生活援助が必要なときに、支援員を派遣し、身のまわりの世話や育児などを援助する事業です。

【対象者】母子家庭、父子家庭および寡婦の世帯

【利用方法】登録申請書により事前登録後、派遣が必要なときに派遣申請書を提出

【利用者負担額】

利用世帯の区分	利用者の負担額 (1時間あたり)
生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	150円
上記以外の世帯	300円

【支援の内容】

- ・ 食事の世話、清掃、洗濯、買い物など

【申請に必要なもの】

- ・ 母子、父子、寡婦を証明するもの（戸籍謄本、児童扶養手当証書、母子家庭等医療費受給者証など）
- ・ マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード、通知カード）

(5) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 【子育て支援課 ☎47-7092】

ひとり親家庭の父または母の主体的な能力開発の取組みを支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図るため、指定された教育訓練講座を受講し修了した場合に給付金を支給する事業です。

【対象者】児童扶養手当受給者の方、または同等の所得水準の方

【対象講座】雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

【利用方法】受講しようとする講座について、受講対象講座指定申請書により事前登録し、講座修了後に支給申請書により申請

【支給額】

- ・ 雇用保険による一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方対象講座の受講のために支払った費用の 60%相当額。ただし、上限は 20 万円で、1 万 2 千円を超えない場合は支給を行いません。
- ・ 雇用保険による一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方上記に定める額から雇用保険により支給を受けた一般教育訓練給付金の額を差し引いた額

【申請に必要なもの】

- ・ 戸籍謄本（児童扶養手当を受給していない方のみ）
- ・ マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード、通知カード）
- ・ 公共職業安定所が発行する『教育訓練給付金支給要件回答書』等

(6) ひとり親家庭高等職業訓練促進費事業 【子育て支援課 ☎47-7092】

ひとり親家庭の父または母の就職の際に有利となる資格取得に係る養成訓練の受講期間のうち、一定期間について経済支援を行うことにより、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にする事業です。

【対象者】

- ・ ひとり親家庭の父または母で児童扶養手当受給者の方、または同等の所得水準の方
- ・ 養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、資格の取得が見込まれる方

【対象資格】

- ・ 看護師
- ・ 准看護師
- ・ 介護福祉士
- ・ 保育士
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 調理師
- ・ 美容師
- ・ 製菓衛生師 等

【支給対象期間】 修業期間に相当する期間（上限4年間）

【支給額】

- ・ 高等職業訓練促進給付金
市民税非課税世帯・・・10万円 それ以外・・・7万500円
- ・ 高等職業訓練修了支援給付金
市民税非課税世帯・・・5万円 それ以外・・・2万5,000円
※最終年限は4万円加算

【申請に必要なもの】

- ・ 戸籍謄本（児童扶養手当を受給していない方のみ）
- ・ マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード、通知カード）
- ・ 在籍を証明する書類等

(7) 田口福寿会育英金 【子育て支援課 ☎47-7092】

勉学意欲を持ちながら主に経済的理由のために進学、就学が困難なひとり親家庭（両親ともいない家庭を含む）の児童を援助するため、田口福寿会が育英金を支給する制度です。

【対象者】 市内在住のひとり親家庭（両親ともいない家庭を含む）の児童で、学校教育法第6章に規定する高等学校（全日制課程）に進学しようとする児童、または在学している児童

【支給額】年額 24 万円

【支給期間】当初に交付した年から 3 年以内

【申請に必要なもの】

- ・ 田口福寿会育英金交付申請書
- ・ 学校長の推薦書

⑧ JR 通勤定期乗車券の特別割引 【子育て支援課 ☎ 47-7092】

児童扶養手当等の支給を受けているひとり親家庭等の世帯員が、JR 通勤定期乗車券を購入する場合には、特別の割引制度があります。

【対象者】児童扶養手当の支給を受けている世帯の世帯員

【申請方法】申請窓口へ必要書類（児童扶養手当証書及び本人の写真）を添えて申請

⑨ 母子父子寡婦福祉資金貸付 【子育て支援課 ☎ 47-7092】

事業、児童の修学、住宅資金等 12 種類があります。

※ なお、貸付対象の寡婦には、子が成人してから配偶者と離・死別した以外の女子等も含まれます。

貸付金の種類	貸付対象	資金の内容
事業開始資金	・ 母子家庭の母 ・ 父子家庭の父 ・ 寡婦 ・ 母子父子寡婦団体	新たに事業を開始するために必要な設備、什器、機械、材料等の購入資金
事業継続資金	・ 母子家庭の母 ・ 父子家庭の父 ・ 寡婦 ・ 母子父子寡婦団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な設備、什器、機械、材料等の新たな購入資金
就職支度資金	・ 母子家庭の母または児童 ・ 父子家庭の父または児童 ・ 寡婦 ・ 父母のない児童	母（父、寡婦）または児童の就職するために必要な資金
医療介護資金	・ 母子家庭の母または児童 ・ 父子家庭の父または児童 ・ 寡婦	母（父、寡婦）または児童が医療または介護を受けるために必要な資金
技能習得資金	・ 母子家庭の母 ・ 父子家庭の父 ・ 寡婦	母（父、寡婦）が知識や技能を習得するために必要な資金
生活資金	・ 母子家庭の母 ・ 父子家庭の父 ・ 寡婦	生活安定維持のために必要な資金 1. 技能習得中の母（父、寡婦） 2. 医療もしくは介護を受けている母（父、寡婦） 3. 母子家庭（父子家庭）になって 7 年未満（生活不安定期）の母（父、寡婦） 4. 失業期間中の母（父、寡婦）

貸付金の種類	貸付対象	資金の内容
転宅資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	住居の移転に際し必要な資金
住宅資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	母（父、寡婦）が現に居住する住宅の補修・改築や建設購入に必要な資金
就学支度資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の児童 ・父子家庭の児童 ・寡婦の子 ・父母のない児童 	児童（子）が高校、大学、専門学校、修業施設等に入学、入所する際に必要となる入学金、被服、靴、教材等の購入費等に充てるための資金
修学資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の児童 ・父子家庭の児童 ・寡婦の子 ・父母のない児童 	児童（子）を高校、大学、専門学校等に就学させるために必要な授業料、通学費、学用品等の購入費、教科外活動費等に充てるための資金
修業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の児童 ・父子家庭の児童 ・寡婦の子 ・父母のない児童 	児童（子）が就職するために必要となる知識や技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費等に充てるための資金
結婚資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	扶養する児童（子）の婚姻に際し必要な資金

【申請方法】貸付を受けようとする者は、貸付申請書に戸籍謄本など申請する資金に対応するそれぞれの書類を添付のうえ、福祉事務所（子育て支援課）を經由して知事に申請してください。申請に必要なものについては、申請窓口にご相談ください。

【貸付金の条件】資金の種類によってそれぞれ定められています。

4 施 設

子育て総合支援センター

子育て支援に関する事業を総合的に推進することにより児童福祉の推進を図り、もって子どもが健やかに育ち安心して子育てができるまちを目指すことを目的に設置しています。

(1) キッズピアおおがき子育て支援センター

〈所在地〉大垣市宮町1丁目1番地

（スイトスクエア大垣内スイトアベニュー2階）

〈電話番号〉0584-47-7200（事務室）

〈施設内容〉交流サロン、一時預かり室、多目的室、事務室

〈開館時間〉午前9時15分から午後6時まで

※ 交流サロンは午前10時から午後5時まで

〈休館日〉毎週月曜日、年末年始（12月29日～31日及び1月1日～3日）

※ 月曜日が祝日の場合は開館

② 南部子育て支援センター

〈所在地〉大垣市外花6丁目45番地

〈電話番号〉0584-89-1232（事務室）

〈施設内容〉1階：交流サロン、事務室、多目的ホール、調理実習室
2階：会議室、研修室

〈開館時間〉午前8時30分から午後5時15分まで

※ 貸館がある場合は、午後9時まで

※ 交流サロンは午前10時から午後5時まで

〈休館日〉毎週火曜日、年末年始（12月29日～31日及び1月1日～3日）

※ 火曜日が祝日の場合は開館

【使用方法】使用を希望される方は、あらかじめ申請が必要です。月単位で3か月前から申込できます。申請は南部子育て支援センター1階事務室が窓口となっています。

